



1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめは、いじめられた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものです。本校では、生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため、全教職員が一致協力し、家庭や地域等と連携しながら、「いじめは決して許されない」との雰囲気を学校全体に醸成し、未然防止、早期発見・早期対応等の対策を講じます。

2 いじめ・生徒指導問題対策委員会の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ・生徒指導問題対策委員会」を校内に設置しています。本委員会では、いじめ対策に係る計画の作成、取組の実行、検証を行うとともに、いじめに関する相談の窓口としての役割や情報収集を行い、組織的対応の中核に位置付けているものです。

3 いじめの防止等に関する取組

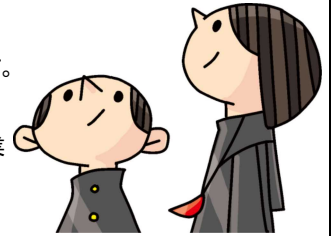
(1) いじめの未然防止

① いじめに対する共通理解

- ・全教職員のいじめの問題に対する共通理解を図ります。
- ・いじめの未然防止に関する取組状況等を点検し、その結果を共有し、見直し・改善を図ります。
- ・ホームルーム活動（LHR）等の特別活動を通して、いじめの未然防止に対する意識を高めます。

② 生徒指導の充実

- ・生徒一人ひとりの居場所づくりやコミュニケーション能力の育成を図り、規律正しい態度で授業や学校行事等に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行います。
- ・集団の一員としての自覚や自信をはぐくみ、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることで、生徒一人ひとりに自己有用感や自己肯定感をもちたせていきます。



(2) いじめの早期発見

① いじめの認知

全教職員一人が日頃から生徒の観察や信頼関係の構築等に努め、小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちながら対応を進めます。

② 実態把握と情報共有

- ・いじめの実態把握のための体制を整備し、いじめに関する情報を全職員で共有するよう努めます。
- ・定期的な質問紙調査（学校生活アンケート）や教育相談等を実施し、生徒が日頃から不安や悩みを訴えやすい体制を整備します。
- ・保護者面談等を通して、家庭での気になる様子等について、保護者が日頃から相談ができる体制を整備します。
- ・日頃から地域と連携を図り、地域の方が生徒の気になる情報を連絡しやすい体制を整備します。



(3) いじめへの対応

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめ又はいじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為を止めます。また、いじめと疑われる行為には、教職員が早い段階から関わりをもちます。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先し、生徒や保護者からの相談や訴えに、真摯に対応します。
- ・相談・発見・通報を受けた教職員は、委員会に直ちにその情報を提供し、いじめの認知・判断を組織的に進めます。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談します。また、いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報します。

② いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から事実関係を確認する際は、自尊心に配慮しながら対応します。
- ・保護者に迅速に事実関係を伝え、不安等を取り除くよう対応します。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも十分な注意を払い、継続的な見守りや面談など必要な支援を行います。



③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させるとともに、より充実した学校生活を送ることができるよう適切な配慮のもと指導します。
- ・事実確認の結果判明した情報については、すみやかに保護者に連絡するなど適切に対応します。
- ・ホームルームや部活動等の所属集団の特徴を踏まえ、いじめを認めない雰囲気が醸成されるよう必要に応じて他の生徒への指導を行います。



④ ネット上（SNS）のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるために削除する措置をとります。また、その内容によっては警察等の関係機関の助言を仰ぎながら対応します。
- ・ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報端末機器を適切に活用するための判断力や心構えを身に付けさせるために情報モラル教育を実施します。

いじめ対策年間計画

宮城県工業高等学校 いじめ・生徒指導問題対策委員会

学期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1学期						2学期					
主な学校行事	入学式・始業式(1学期)・運動会・PTA総会・個人面談週間	前期生徒総会	第1学期中間考査・学校評議員会	三者面談(保護者面談)	球技大会・個人面談週間	第1学期末考査	始業式(2学期)・宮工祭(文化祭)	第2学期中間考査	校外HR(2年生)・後期生徒総会		第2学期末考査・学校評議員会(学校関係者評価)	卒業式 合格者予備登校
いじめ・生徒指導問題対策委員会	第1回 「いじめ防止基本方針」及び「いじめ対策年間計画」の確認					第2回 前期の取組状況・いじめの状況等の確認					第3回 ・後期の取組状況等の確認 ・学校評価集計結果に基づく取組状況の検証 ・次年度の「学校いじめ防止基本方針(いじめ対策年間計画)」の作成 ※ 外部関係者参加	※「簡易アンケート」及び詳細アンケートの原本の取りまとめ・保管
	いじめに係る情報の集約と認知・対応に係る「臨時会」の開催(組織的対応)・県教育委員会への報告(「問題行動等月例報告」の活用)											
チェックリスト等の活用	いじめの指導に関するチェックリスト【個人用】	◆職員会議で説明・活用										
	いじめを認知したときの対応チェックリスト【組織的対応】	◆職員会議で説明・活用										
	家庭でできるいじめチェック【保護者用】				◆三者面談(保護者面談)時に配布・記入・回収							
職員会議(校内研修)		◆「いじめ防止基本方針」の確認 ◆いじめ問題の対応に係るチェックシート等の説明				◆前期の取組状況の検証結果等について確認					◆後期及び年間の取組状況の検証結果について確認	◆次年度の対策(案)等について確認
学校評価に係る取組		◆学校評議員会「いじめ防止基本方針」等の説明		◆授業公開			◆授業公開		◆学校評価(自己評価・外部アンケート(生徒・保護者対象))の実施 ※ 生徒・保護者県共通アンケート		◆学校評議員会(学校関係者評価委員会) ※ 取組状況等の説明	
生徒指導等に係る情報交換等	◆中学校からの送り手等に関する情報交換(中学校訪問) ◆学年間の情報交換(指導記録等の引継ぎ)			◆三者面談(保護者面談)								◆生徒指導等に係る指導記録の整理・引継ぎ資料の作成 ◆中・高間の情報交換 ◆中学校訪問
保護者や地域に係る対応	◆教育相談体制・相談窓口等の周知 ◆ホームページ等による「いじめ防止基本方針」の公表			◆三者面談(保護者面談) ※ 家庭生活の状況等の聞き取り								◆合格者予備登校 ※ 「いじめ防止基本方針」の説明・周知(「入学のしおり」への掲載)
生徒指導だより「図南の翼」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
未然防止に係る取組	特別活動											
	ホームルーム活動(LHR)	◆ホームルーム活動「ネット被害未然防止対策講演会」										
	学校行事	◆学校行事「運動会」に向けた人間関係づくり			◆学校行事「球技大会」に向けた人間関係づくり		◆学校行事「文化祭」に向けた人間関係づくり					
	生徒会活動(生徒会執行部・風紀委員会等)	◆マナーアップ運動	◆前期生徒総会						◆マナーアップ運動		◆後期生徒総会	
教育相談に係る取組	◆カウンセリング等の教育相談計画やいじめに係る相談窓口等の周知 ◆個人面談週間	◆特別支援教育委員会		◆特別支援教育委員会	◆個人面談週間			◆特別支援教育委員会		◆特別支援教育委員会		
早期発見に係る取組	質問紙調査 学校生活アンケート【簡易】	○							○			
	いじめに関するアンケート【詳細】		●			●		●			●	※ いじめ・生徒指導問題対策委員会(生徒指導部)で集約・保管 3年: 上旬 1・2年: 中・下旬